

弁護士法人

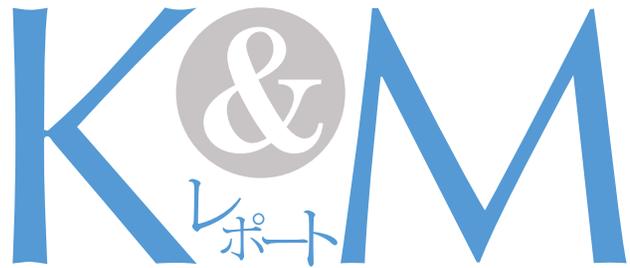
# 小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>



発行: 令和4年11月 Vol.35



撮影場所: 千尋の滝(屋久島) 撮影者: 職員 大桶 理恵子

## 運命を受け入れ、 前向きに生きる。

人類はこれまでに、新型コロナの感染のようなパンデミックだけでなく多くの災難に何度も直面し、大きな犠牲を払ってきました。立命館アジア太平洋大学学長としてご活躍の出口治明氏によりますと、ダーウィンは世の中でどんな事態に直面するかは、運次第であり、人間にできるのは対応だけと考えていたとのこと。

出口氏は、2021年1月に脳内出血で倒れ、右半身麻痺と失語症の後遺症が残りました。しかし、出口氏はダーウィンの考えを実践し、「運命を受け入れ、前向きに生きる」との姿勢でリハビリに懸命に取り組み、2022年4月には一人暮らしを始め、職務に復帰するに到っています(詳細は同氏の著書「復活への底力」をご覧ください)。



弁護士法人小寺・松田法律事務所  
弁護士 小寺 正史

私たちは予期していないアクシデントに見舞われることがままあります。この時、「なんで私が」と嘆いても解決するものではありません。自分が置かれた状況のありのままを見つめ、それに適応できるように努力する。というのが出口氏の教えです。何が起きるかわからない今の時代にこそ、大変貴重な教えと思いご紹介いたします。

なお、出口氏の回復には、ご自身の大変な努力だけでなく、医師等の専門家による適切なサポートがあればこそと思います。と同時に、困難に立ち向かう方々に対して、適切なサポートがどんなに重要な助けになるかを痛感いたしました。

# 連載 景表法の基礎知識 ①

弁護士  
松田 竜



皆さんは、景品表示法という法律を聞いたことがありますか？

正式名称は、不当景品類及び不当表示防止法といい、「景表法」と略称されています。

景表法は、不当な景品類や不当な表示等の制限や禁止を行うことによって、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

消費者は、より良い商品やサービスを、より安価に求めたいと思っています。

ところが、消費者を誤認させるような不当な表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われたりすると、商品やサービスを選択する際、消費者が惑わされ、実際には質の良くない商品やサービスを購入してしまうという被害が発生してしまうおそれがあります。

そこで、景表法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽る表示の禁止や、高額景品類を制限することで、消費者が合理的な判断により商品や

サービスを選択する環境を守っているのです。

不当表示としては、例えば、実際よりも著しく優良な内容であるかのような表示や(優良誤認表示)、実際よりも著しく有利な取引条件であるかのような表示(有利誤認表示)、その他誤認されるおそれのある表示などが禁止されています。

また、景品規制としては、例えば、先着10名の来店者に漏れなく配布する記念品(総付景品)や、事業者が抽選で行うプレゼント(一般懸賞)、商店街などが行う歳末大売り出しの福引(共同懸賞)等において、景品類の最高額や総額の制限が設けられています。

表示や景品の規制は、決して特別な問題ではなく、事業者にとって日常的に接する問題であると思います。

この連載では、次回以降、具体的に、表示や景品の規制等、景表法の基礎知識を解説します。

つづく

# 少しでも有利に保険金を受け取るために

苦小牧事務所長 弁護士  
中野 正敬



自動車保険の人身傷害保険は、被害者の過失割合にかかわらず、保険会社の支払基準によって保険金が支払われるため、被害者にも過失のある事故の場合に役立ちます。

ただし、保険金はあくまで保険契約における支払基準によるため、裁判で認められる(であろう)賠償金額より低い金額となるのが一般で、この金額と保険金との差額がどうなるのかという問題が議論されてきました。

この問題の結論を簡単にいうと、最高裁判所の判例や、保険業界による約款改定によって、現在では、裁判(判決や和解)において算定された損害額における被害者の過失割合に相当する金額に人身傷害保険金が充当される扱いとなっていると言えるでしょう。

例えば、裁判において算定された損害額が2000万円で、被害者の過失が40%という例で考えますと、本来であれば、2000万円の60%の1200万円を被害者が受領できることになります。この場合に、先に人身傷害保

険金1000万円を受領していたとすると、被害者の過失割合に相当する800万円に保険金が充当されることになり、被害者は加害者から1000万円受領でき2000万円全額を確保できることとなります(なお、保険金1000万円と被害者過失部分に充当された800万円との差額200万円は保険会社に移転することになります。)

なお、加害者への請求の後に保険金を請求する場合も、同様の扱いとなるような約款改定がなされていますが、損害額はあくまで加害者に対する裁判の中で算定されることが前提ですので、注意が必要です。

このように、人身傷害保険によって損害額全額を確保できる可能性があります。しかし、保険約款の規定や、総損害額及び契約上の保険金額によることもあり、また、手続上の問題もありますので、どのような手続が最も有利となるのかご相談されることをお勧めします。

# 会社に対する大きな責任を担う「取締役」



弁護士 細谷 祐輔

福島原発事故に関して、東京地方裁判所は、本年7月13日、東京電力の旧取締役4名に対し、巨大津波対策をしなかったことは取締役としての注意義務違反であると認定し、原発事故により東京電力に生じた約13兆円の損害を連帯して賠償せよとの判決を言い渡しました。

会社の旧取締役に対し、極めて多額の賠償責任を認めた判決内容は社会を非常に驚かせました。以下、取締役の会社に対する法的責任を整理し、本判決が認定した取締役の義務違反について解説します。

## 取締役の会社に対する責任

取締役の会社に対する責任には、主に善管注意義務と忠実義務とがあります。

取締役は会社から委任を受け役員としての職務を遂行します。委任契約の受任者は職務を遂行するにあたり、善良なる管理者としての注意義務(善管注意義務)を負います。義務の水準は、その立場にある者に通常期待される程度とされ、取締役は専門的能力を買われ就任しており、経営における高度の注意義務を負っています。

忠実義務とは、取締役が、法令・定款および株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を行わなければならないとする義務を言います(会社法355条)。

取締役がこれらの義務に違反した場合、会社に対し、その任務を怠ったこと(任務懈怠)により生じた損害を賠償する責任を負います(会社法423条1項)。

## 義務違反の類型

義務違反は主に以下の類型に整理されます。

### ①法令遵守義務違反

取締役は会社や株主の利益を保護する規定だけでなく、公益保護を目的とする規定(刑法、独占禁止法等)を含む全ての法令を遵守しなければならないとされており、これを遵守しない場合は法令遵守義務違反となります。

### ②業務執行上の判断の誤り

取締役に業務執行上不合理な判断があったとされる場合です。もっとも、取締役の業務執行は

将来が不確実な状況のもと時機に応じた迅速な判断が要求されます。そのため、判断に誤りがあったかは、行為当時の状況に照らして合理的な調査や検討等が行われたか、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったかを基準に判断されます(経営判断の原則)。

### ③不作為による任務懈怠

必要な対策を講じたり、他の取締役・使用人に対する監督や指示をすべき義務があったのにこれをしなかった場合、不作為による義務違反が認められます。

## 責任追及の方法

取締役の任務懈怠がある場合、会社は取締役に対し、責任を追及することができます。会社が責任追及を怠る場合には、株主が会社のため取締役に対し訴えを提起できます(株主代表訴訟)。東京電力訴訟も株主代表訴訟により提起されています。

## 東京電力訴訟について

本判決は、東京電力の取締役の善管注意義務の内容につき、①原子力発電所を設置運転する事業者には、最新の科学的専門技術的知見に基づき、たとえ今までの経験や知識を、はるかに上回る想像を絶するような「過酷な事故」であっても、これを防止すべき社会的公益的義務があり、想定外とされる津波による事故防止のために必要な措置を講ずべき義務がある。これを前提として、東京電力の取締役は会社が必要な措置を講ずるよう指示等をすべき善管注意義務がある。②過酷事故が起きた場合に会社に莫大な賠償責任を負担させることのないよう必要な措置を講ずるよう指示等をすべき善管注意義務があることをそれぞれ認めました。

そして、国が平成14年に公表した長期評価や、これをもとに東京電力子会社が行った津波予測のもとに必要な対策を講じなかったとして、取締役の不作為の義務違反(任務懈怠)を認めたのです。

## 経営者の保証債務の減免を 実現する「ガイドライン」をご存じですか

弁護士  
角大祐



一般的に中小企業が金融機関から借入をする際、経営者が会社の債務を連帯保証します。しかし、経営が上手くいかず会社の整理を検討しなければならない場合に、経営者個人の保証債務があることが足かせとなって決断が遅くなるケースが生じます。

こうした経営者保証の弊害を解消するために、全国銀行協会と日本商工会議所が、『経営者保証に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」といいます。）を策定し、平成26年2月から運用されています。

早期に会社の整理に着手することで、ガイドラインに基づく債務整理の方法を選択でき、経営者個人は破産を回避できる可能性が生じます。

ガイドラインに基づく債務整理は、原則として金融機関の保証債務に限定されます。また、破産手続による配当よりも、金融機関において多くの回収が見込まれるなど、経済的合理性が求めら

れるなど、いくつかの要件があります。しかし、破産手続における自由財産に加えて、一定期間の生活費に相当する現預金や、華美でない自宅等の財産を手元に残しつつ保証債務を減免することができるなど、破産手続にはないメリットもあります。

これにより、たとえ会社が破産する場合でも、経営者個人は保証債務を減免でき、当面の生活基盤を確保できます。また、ガイドラインによる私的整理は信用情報機関への登録もされないため、新たな事業への再出発の機会を得ることもできます。

会社経営が苦しくなった際、債務整理の着手が遅くなり、生活費や運転資金のための経営者個人の借入が増えてしまうと、ガイドラインに基づく債務整理は難しくなります。早期に弁護士に相談いただくことで、取り得る選択肢も増えますので、お早めのご相談をお勧めします。

## 中小企業も長時間労働の 割増賃金率が引き上げられます

社会保険労務士  
杉田優



### 1. 中小企業の猶予措置の終了

来年4月から、中小企業の1か月60時間超の時間外労働に関する割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。月60時間を超える時間外労働については、大企業の場合は平成22年より、50%以上に引き上げられていますが、中小企業については25%以上のままとする猶予措置が設定されています。

この猶予措置が終了し、令和5年4月から中小企業も大企業と同様に、月60時間を超える時間外労働に対しては、割増率50%以上の割増賃金を支払う義務が生じます。

### 2. 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22時～翌5時)に行わせた場合、75%以上(深夜割増賃金率25%以上+月60時間超割増賃金率50%以上)の率による割増賃金の支払いが必要となります。

### 3. 休日労働との関係

月60時間の時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った時間外労働は含まれます。

そのため、土曜日等の法定外休日に労働し、結果として月の時間外労働が60時間超となる場合は、50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。

なお、休日について労働基準法では、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4回以上の休日を与えなければならないとされ、この休日を「法定休日」と言います。法定休日に労働させた場合は、35%以上の割増賃金の支払義務が生じます。

労働条件を明示して労務トラブルを防止し、また、より複雑化する割増賃金の計算を簡便にするためにも、法定休日とそれ以外の休日(法定外休日)を明確に分けておく事が望ましいと言えます。

## 患者の自己決定権と 医師の説明義務

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



かつては、どんな医療を施すかは専門家である医師が決めるべきもので、患者はそれに黙って従うべきもの、という風潮もあったようですが、今では、医療における主役は患者であって、例えば、患者がそもそも医療を受けるのか否かや、どの病院等で医療を受けるのか、どんな医療を受けるのか、複数ある治療方法のうちどれを選択するのか、といったことは患者自身が決めるべきことである、と考えられています。患者には自己決定権があり、医師をはじめとする医療従事者は患者の自己決定権を最大限尊重すべきである、というわけです。

そのため、医師の医療行為がいかに適切なものであったとしても、患者の同意なしに行えば、患者の自己決定権を侵害するものとして違法とされることになります。

それでは、患者の同意がありさえすれば、医師は直ちに自分が適切と考える医療行為を行ってよいということになるのでしょうか。手術前に医師から早口で色々まくしたてられてわけも分からず同意書に署名した、という人もいるのではないかと思います。そのような同意は有効なのでしょうか。

患者の同意が有効とされるためには、その前提として、医師は説明義務を尽くさなければならないとされています。具体的には、医師は、患者に対し、現在の症状や病名等のほか、手術の場合には手術の方法、手術に伴う危険性、手術をしない場合の危険性、他の治療方法の内容やメリット・デメリット、予後などについて、患者が理解可能なように説明しなければなりません。患者に自己決定権があるとは言っても、ほとんどの患者は医療の素人であり、専門家である医師から正しい情報の提供を受け、分かりやすく正確な説明を受けなければ、どのような医療を受けるか等について判断などできるはずもないからです。

医師が全く説明をしなかったり、不十分な説明しかしなかった場合には、説明義務違反により患者の自己決定権を侵害したとして、損害賠償責任(慰謝料の支払義務)が発生します。

このような事態は患者にとっても、医師にとっても望ましくないことですので、医師と患者の間で十分なコミュニケーションをとることが望まれます。

## インターネットにおける 誹謗中傷・侮辱罪の厳罰化

弁護士 大塚 智子



ネット上での誹謗中傷が社会問題となっています。中には、誹謗中傷によって自殺にまで追い込まれるケースもあり、事態は深刻です。

ネット上の誹謗中傷は、その匿名性から安易に行ってしまう人がいますが、犯罪となる可能性があります。その代表例は名誉毀損罪と侮辱罪です。この2つの違いですが、名誉毀損罪では人の社会的評価を害するような事実を示すことが要件とされています。一方、侮辱罪は、具体的な事実を示さずとも、公然と「バカ」「アホ」などと人を誹謗中傷すれば成立し得るのです。

そのため、刑罰は、名誉毀損罪の方が重く(3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金)、侮辱罪はこれまで刑法上最も刑罰が軽い犯罪でした(拘留又は科料※)。

しかし、社会問題化したネット上の誹謗中傷を抑止するため、令和4年、侮辱罪を厳罰化する法改正がなされ「1年以下

の懲役・禁固または30万円以下の罰金」という刑罰が新たに加えられました。単に刑罰が重くなっただけでは無く、これにより時効が1年から3年へと延長され、さらに、犯人が逮捕される可能性も高まりました(改正前は逮捕に住居不定等の要件が必要でしたが、改正後は不要となりました)。

ネット上の誹謗中傷に対しては、名誉毀損罪や侮辱罪での刑事告訴のほか、民事上の慰謝料請求等も考えられます。もし、被害に遭われた場合は、お早めにご相談ください。

※拘留…1日以上30日未満の期間、刑務所などの刑事施設に拘置される。懲役と異なり刑務作業を行う義務はない。  
※科料…1000円以上1万円未満の金銭を支払う。



## 民法の改正により、相続放棄された不動産の管理責任が明確になります。

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



最近、相続放棄の手続をとった方に対し、自治体が被相続人が所有していた建物の管理を継続するよう求めることが問題になっています。

自治体が根拠とするのは、「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」という民法940条の規定によります。

しかし、民法940条には、法定相続人全員が相続放棄し、次順位の相続人が存在しない場合や、相続放棄者が相続財産を占有していない場合等に、相続放棄者が管理継続義務を負うか否かが明確でない、管理継続義務の内容が明確でないといった問題点があります。

現在の民法を前提とすると、相続放棄した方がこのような建物の管理義務

から確実に逃れるには、家庭裁判所に相続財産管理人を選任してもらう必要があります。ですが、亡くなった方に財産がない場合、相続放棄した方が裁判所に納める予納金を準備しなければならず、相続放棄の手続をとる意味がなくなってしまうとの指摘があります。

そこで、民法940条は、相続放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有している場合に、その財産の保存義務を負うという内容に改正され、改正法は令和5年4月から施行されます。

つまり、相続放棄の時に問題となる建物に居住している相続人が建物の保存義務を負うということになり、保存義務を負う人の範囲が明確になります。また、改正法では保存義務を負う期間についても、次順位の相続人や相続財産清算人（現行法の相続財産管理人）に引き渡すまでとされ、期間も明確になりました。

## 「リスクを伴う名誉棄損訴訟」

弁護士 熊谷 建吾



元暴力団員であるとの雑誌の記事によって名誉を毀損されたとして、国会議員の夫（以下A氏）が発行元である新潮社と文藝春秋の2社を訴えていた裁判において、先般、最高裁はいずれについても上告を棄却しました。

一般に、出版社が個人の社会的評価を低下させる記事を掲載することは、名誉棄損として違法となり、損害賠償責任が発生します。ただし、掲載元において、①掲載事実が公共の利害に関するものであること（公共性）、②掲載目的が専ら公益を図ることにあること（公益目的）、③掲載内容が重要部分について真実であること（真実性）という3つの要件を立証できた場合には、違法性は否定されるものとされています。

新潮社、文藝春秋のいずれの裁判でも、控訴審である東京高裁は、「A氏が元暴力団員であることは、その妻の政治家としての資質に関する事実である」、「A氏は国会議員である妻を通じて国政に影響を及ぼしかねない」などとして、公共性及び公益目的

を肯定しました。また、A氏が元暴力団員であることについては「真実である」と認定しました。A氏は、これを不服として上告しましたが、最高裁は上告を棄却し、判決が確定しました。

政治家等の公人の名誉棄損訴訟では、掲載元が上記3要件を主張して違法性を争うケースが多く、その場合、掲載事実の真実性が主たる争点となります。今回の裁判においても、真実性に関し、取材資料や取材対象者の証言等が詳細に検討されており、その過程でA氏の過去の犯罪歴等が詳らかにされています。結果、A氏が元暴力団員であることについて「司法のお墨付き」が与えられることになったわけですが、名誉棄損訴訟においては訴える側にもリスクがあると思いました。



## 車を運転する従業員に対する アルコールチェックが厳しくなりました

弁護士  
日和優人



### 1 アルコールチェックの義務付け

今年4月1日から、一定の要件を満たす使用者に対して、安全運転管理者を選任して、運転手の酒気帯びの有無(アルコールチェック)を目視で確認することが義務付けられました。さらに今年10月1日からは、目視での酒気帯び確認に加え、アルコール検知器による確認も義務づけられる予定でしたが、内閣府の方針により延期されることになりました(新しい施行日は未定です。)

今回は、この改正について解説したいと思います。

### 2 改正のポイント

従前(2011年)から事業用の自動車(緑ナンバー)の運転者に関しては、アルコールチェックが義務付けられていました。しかし、今回の改正では自家用の自動車(白ナンバー)も対象となっています。そのため、会社の営業車や社用車であっても対象となることになりました。また確認した内容は記録し、その記録は1年間保存しておく義務があります。

### 3 対象となる事業所の規模

対象となる事業所は、①乗車定員11人以上+自動車を1台以上使用する事業所か②乗車定員10人以下でも自動車を5台以上使用する事業所のどちらかに該当する場合です。

さらに、20台以上の自動車を使用する事業所については、副安全運転管理者も選任する必要があります。

なお、二輪車については、1台を0.5台とカウントします。

### 4 罰則

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任する義務を負う使用者が、その選任を怠った場合、5万円以下の罰金が科されます。

他方、安全運転管理者・副安全運転管理者が適切に設置されていれば、アルコールチェックについて不備があったとしても直接の罰則はありません。しかし、アルコールチェックの不実施や、不適切な実施が判明した場合は、使用者と安全運転管理者は、公安委員会から必要な報告・資料の提出を求められたり、道路管理者の解任を命じられる可能性があります。

## 「知っておきたい 裁判員裁判の流れ」

弁護士  
高橋祐一



裁判員裁判が始まって10年以上が経過しました。ここでは、裁判員の選任過程、選任後の関わり方を簡単に説明します。裁判員の選任過程は、3段階あります。①選挙権を有する国民の中から、来年1月から12月に行われる裁判員の候補者がくじで選ばれ、名簿に登録されます。登録された人には、前年の11月頃に、郵送で通知がされます(通知が無ければ翌年は裁判員になることはありません)。②裁判員裁判の日程が決まると、この名簿から、裁判員選任手続に出頭を求める人を選定します。③裁判員選任手続に出頭した人の中から裁判員を抽選で選任します。このような流れで裁判員が選任されます(ちなみに、裁判員に選任される確率は、宝くじよりも低いそうです)。

裁判員選任後は、裁判官と共に法壇上の椅子に座り、刑事裁判を進めます(なお、裁判官が質問(補充質問)をするように、裁判員も直接、証人や被告人に対して質問ができます)。裁判員の判断事項は、

④被告人が起訴状記載の行為を行ったか⑤有罪の場合の量刑、という2点に収められますので、この2点を意識しながら法廷で証拠や証言を見聞きすることになります。

法廷での手続後は、裁判官と裁判員が同じ目線・土俵で議論(評議)します。評議では裁判員の意見・視点を最大限判決に取り入れることを念頭に置いています。ですので、間違った発言をすることが恥ではなく(そもそも、間違った発言など無いのです)、積極的に意見を言わないと市民感覚が反映されない事態に陥ってしまいますので、意見を言わないことの方が恥ずかしいと思うくらいでちょうど良いのではないのでしょうか。評議の最後は、結論を決める多数決(評決)を行います。この多数決には、多数側に一人でも裁判官が入る必要があると法律上決められています(トラップと表現する裁判員もいるようです)。

裁判員裁判の概略を説明しました。裁判員を経験された方はほぼ総じて経験して良かったという感想のようです。ぜひ、参加を前向きに検討してみてください。

# 世界自然遺産、 屋久杉の森でリフレッシュ

職員 大桶 理恵子

この夏、約2年半ぶりに飛行機に乗り、生まれて初めて屋久島へ行きました。

鹿児島県熊毛郡屋久島町は鹿児島空港から飛行機で40分ほどの距離に位置しています。平成5年に島の一部が世界自然遺産に登録され、豊かな自然が守られています。

事前に予約していたレンタカーに乗り込み、出発です。今回の目的地は『ヤクスギランド』。樹齢数百年の巨大な屋久杉が連なっています。日頃の運動不足を考慮して50分のコースを歩き始めましたが、起伏の激しい山道にすぐに息が上がってしまいました。首に巻いたタオルで流れる汗を拭き、途中の沢の水で喉を潤しながら奥へ奥へと進みます。

ひととき大きな屋久杉の前で立ち止まり目を瞑ると、雨で水量の増した川の轟音が聞こえ、古木の濃い薫りが漂います。日常とは切り離された山の中で、長い間変わらず島を見守り続けた屋久杉の森に包まれて深呼吸をすると、まるで生まれ変わったかのような気持ちになりました。

札幌へ戻り数週間が経ちましたが、ふとした瞬間にあの森を思い出します。「自然とふれあう」こととは無縁の私でしたが、すっかり屋久島の魅力にとりつかれてしまいました。次に屋久島を訪れる際には、標高1300メートルの山を登り『縄文杉』を目指すべく、日々トレーニング中です。



## 「仕事や職業のおさらい」竹川勝雄著

私たちは挫折しそうになりながらも、何とか日々を過ごしています。周りの不合理、不公平、不愉快により、自分の存在意義はあるのか悩みます。そんな社会のなかで、自分の適性、能力を活かして自分の存在意義を確かめ、社会をより良く変えるにはどうしたら良いのか。

仕事や職業についての考えを深め、組織や社会との向き合い方、人びととの関りを変えるヒントを与えてくれる書籍です。

私の友人の竹川氏が、人や社会への強い思いを著した書籍をご紹介します。書店もしくはAmazonでお求めいただけますが、ご希望の方は当事務所までご連絡ください。進呈させていただきます。(小寺正史)

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしく願い致します。

✉ [kmreport@kmlaw.jp](mailto:kmreport@kmlaw.jp)

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101